第四条中「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）」を「算定政令」に改める。

附則第四条の五中「（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）による改正前の算定政令第五条第七項に規定する組合別財政力指数をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の補助金から適用する。

○農林水産省令第十一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行に伴い、農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

附　則

この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。